

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

塩尻市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

長野県塩尻市長

公表日

令和5年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法等の規定に基づき、被保険者の資格管理、給付申請等について以下の事務を行う。 1 被保険者の資格異動の受付・審査・報告 2 保険料の免除、納付猶予申請の受付・審査・報告 3 老齢基礎年金、障害基礎年金、未支給年金等の請求書の受付・審査・報告 4 免除申請者や保険料未納者等の所得情報の提供 5 障害基礎年金等受給者の現況届の受付・審査・報告 6 障害基礎年金等給付に係る相談及び指導 7 年金生活者支援給付金に係る事務 8 その他、上記に関連する業務
③システムの名称	1 国民年金システム 2 統合宛名システム 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 31,83,95の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、59条、68条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活事業部
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	塩尻市市民生活事業部市民課 〒399-0786 塩尻市大門七番町3番3号 電話 (0263)52-0280
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	塩尻市市民生活事業部市民課 〒399-0786 塩尻市大門七番町3番3号 電話 (0263)52-0280

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月10日	I. 1. ②	国民年金法に基づく第1号被保険者の資格取得・喪失届出等の受理、保険料免除等の届出の受理、日本年金機構(年金事務所)への所得情報等の提供	国民年金法の規定に基づき、被保険者の資格管理、給付申請等について以下の事務を行う。 1 被保険者の資格異動の受付・審査・報告 2 保険料の免除、納付猶予申請の受付・審査・報告 3 老齢基礎年金、障害基礎年金、未支給年金等の請求書の受付・審査・報告 4 免除申請者や保険料未納者等の所得情報の提供 5 障害基礎年金等受給者の現況届の受付・審査・報告 6 障害基礎年金等給付に係る相談及び指導 7 その他、上記に関連する業務	事前	
平成29年2月10日	I. 4. ①	未定	実施しない	事前	
平成29年2月10日	II. 1	平成27年6月1日時点	平成29年2月1日時点	事前	
平成29年2月10日	II. 2	平成27年6月1日時点	平成29年2月1日時点	事前	
平成29年4月3日	I. 5. ②	市民課長 小林 隆	市民課長 徳武 勝	事後	
平成29年4月3日	II. 1	平成29年2月1日時点	平成29年4月1日時点	事前	
平成29年4月3日	II. 2	平成29年2月1日時点	平成29年4月1日時点	事前	
平成30年7月2日	I. 5. ②	市民課長 徳武 勝	市民課長	事後	
平成30年7月2日	II. 1	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年7月2日	II. 2	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年5月17日	II. 1	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月17日	II. 2	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月17日	IV		IVリスク対策全文	事後	様式変更による
令和2年6月1日	I. 3	・番号法第9条第1項 別表第一 31の項	・番号法第9条第1項 別表第一 31,83,95の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、59条、68条の2	事後	
令和2年6月1日	II. 1	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月1日	II. 2	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年6月1日	I. 1. ②	国民年金法の規定に基づき、被保険者の資格管理、給付申請等について以下の事務を行う。 1 被保険者の資格異動の受付・審査・報告 2 保険料の免除、納付猶予申請の受付・審査・報告 3 老齢基礎年金、障害基礎年金、未支給年金等の請求書の受付・審査・報告 4 免除申請者や保険料未納者等の所得情報の提供 5 障害基礎年金等受給者の現況届の受付・審査・報告 6 障害基礎年金等給付に係る相談及び指導 7 その他、上記に関連する業務	国民年金法等の規定に基づき、被保険者の資格管理、給付申請等について以下の事務を行う。 1 被保険者の資格異動の受付・審査・報告 2 保険料の免除、納付猶予申請の受付・審査・報告 3 老齢基礎年金、障害基礎年金、未支給年金等の請求書の受付・審査・報告 4 免除申請者や保険料未納者等の所得情報の提供 5 障害基礎年金等受給者の現況届の受付・審査・報告 6 障害基礎年金等給付に係る相談及び指導 7 年金生活者支援給付金に係る事務 8 その他、上記に関連する業務	事後	
令和3年6月1日	II. 1	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月1日	II. 2	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年7月1日	II. 1	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年7月1日	II. 2	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年7月1日	II. 1	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年7月1日	II. 2	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	